

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

更新日: 令和 7 年 3 月 1 日

令和 7 年 3 月 1 日より、四條畷バーム訪問看護ステーションでは「訪問看護医療 DX 情報活用加算」を算定いたします。

1. 加算の目的

オンライン資格確認システムを用いて、利用者様の診療情報や薬剤情報を 取得・活用し、訪問看護の計画的な管理を行います。これにより、質の高い医療の提供を目指します。

2. 加算を取得するための施設基準

- (1) 「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」(平成 4 年厚 生省令第 5 号) 第 1 条に規定する電子情報処理組織を使用して請求を行っています。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に基づく電子資格確認を行う体制が整っています。
- (3) 医療 DX 推進に関する体制を確立し、質の高い訪問看護の提供のために必要な情報を取得・活用しています。また、利用者様に十分な説明を行い、当ステーション内の見やすい場所およびホームページにも掲示しています。

3. 加算内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月 1 回 50 円を算定いたします。

4. 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

5. 資格情報の提供について

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

6. 対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）をご利用されている方が対象です。